

# 首長から見た社会教育人材

～北海道&東神楽町での実践等～

20230907 中央教育審議会社会教育人材部会



すてきな笑顔と花のまち

# ひがしかぐら



東神楽町長 山本進

# 第1 東神楽町の特徴と現況 公民館の活動等

# 東神楽町の位置と由来

**地勢**～北海道のほぼ中央、旭川市(人口約35万人＝北海道第2の都市)に食い込むような形で隣接、東川町、美瑛町とも隣接、人口約9,900人。面積68.50km<sup>2</sup>



**歴史**～もともとは御料地、1894年(明治27年)に貸し下げが始まり、本格的に開拓された。神楽村の一部だったが、1943年(昭和18年)に分村、旭川市は昭和の大合併で近郊町村(母村の神楽町(当時)も含む)と合併した。1966年(昭和41年)町制施行。

**地名の由来**～アイヌ語の「神々が音楽をなすところ」の意識として、忠別川と美瑛川に挟まれた一体を「神楽」とし、その東側にあったため分村時に「東神楽」とした。

# 東神楽町のまちづくりの特徴

- ①子供が多く、人口が増えていたまち
- ②花のまち
- ③農業、家具工業の盛んなまち
- ④空港のあるまち
- ⑤地域自治のまち

# ⑤地域自治 「地域の中心、公民館が元気！」

地域自治のまち～7地区の公民館を中心に自主活動が盛ん。平成24年度に第8次総合計画を策定。平成25年度に地区別計画を策定。





# 東神楽町の社会教育

## 公民館活動の充実支援

7地区の公民館が、地域住民のニーズを基に独自事業を展開しています。

### 《地区公民館》

- ・ 東聖地区公民館 小学校あり、市街地・農村部混在
- ・ 聖台地区公民館 農村地帯、そば打ち研究会
- ・ 中央地区公民館 小学校あり、市街地・農村部混在
- ・ 忠栄地区公民館 農村地帯
- ・ 稲荷地区公民館 農村地帯
- ・ 八千代地区公民館 農村地帯（酪農）
- ・ 志比内地区公民館 小学校あり、農村地帯

### 《各地区での主な活動》

- ・ 盆踊り、敬老会
- ・ 美術館、舞台芸術鑑賞
- ・ 軽スポーツ、健康体操教室
- ・ 料理教室、スマホ教室 など



# 東神楽町地区別まちづくり計画

## 【第8次東神楽町総合計画】

### 笑顔あふれる花のまち

— みんなで築こう活力ある東神楽 —

笑顔あふれる花のまち

— みんなで築こう活力ある東神楽 —

#### 第8次東神楽町総合計画の策定

- ・ 計画期間 平成25年度～平成36年度(12年間)  
※首長任期連動
- ・ 策定委員会一部会（まちづくり、ひとづくり、ふくし）、庁内検討委員会  
アンケート、委員会4階、部会13回、庁内検討委員会3回他
- ・ 地区別計画の位置づけ→平成25年度策定



第8次 東神楽町総合計画

# <策定方針>

## ● 公民館地区ごと～7地区

BEAUTIFUL SMILES BEAUTIFUL FLOWERS  
HIGASHIKAGURA

東神楽町7つの公民館地区

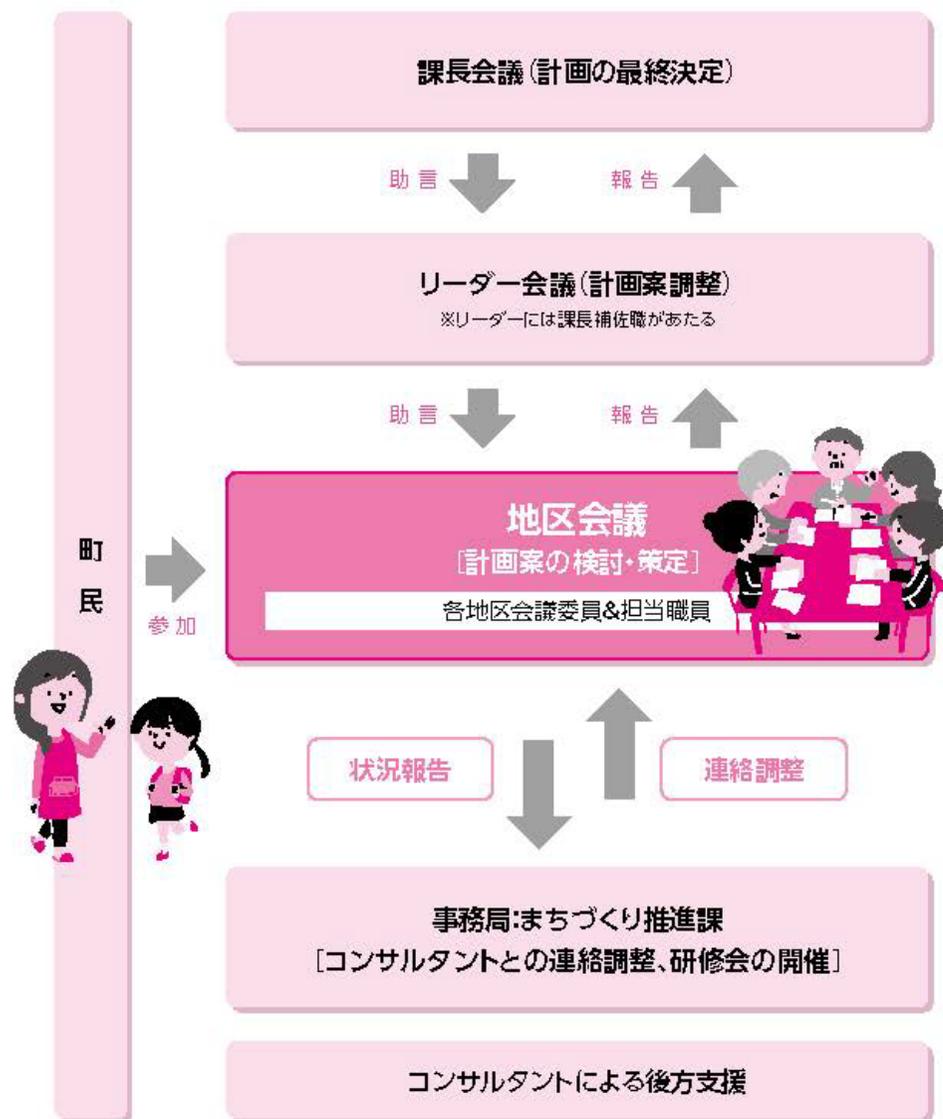
The map shows the seven districts of Higashikagura: ひじり野 (Hijirino), 東聖 (Tohsei), 聖台 (Seidai), 市街地 (Shichijochi), 中央 (Chuuou), 忠栄 (Chuuei), 稲荷 (Inari), 八千代 (Yachiyae), and 志比内 (Shichino). The map is overlaid on a pink background. Three inset photographs are included: a field of flowers under a cloudy sky, an airplane flying in a cloudy sky, and a landscape with a body of water and a cloudy sky.

14

15

## <策定体制>

- 課長を除くほぼ全職員が参加
- 地域ごとに事前準備

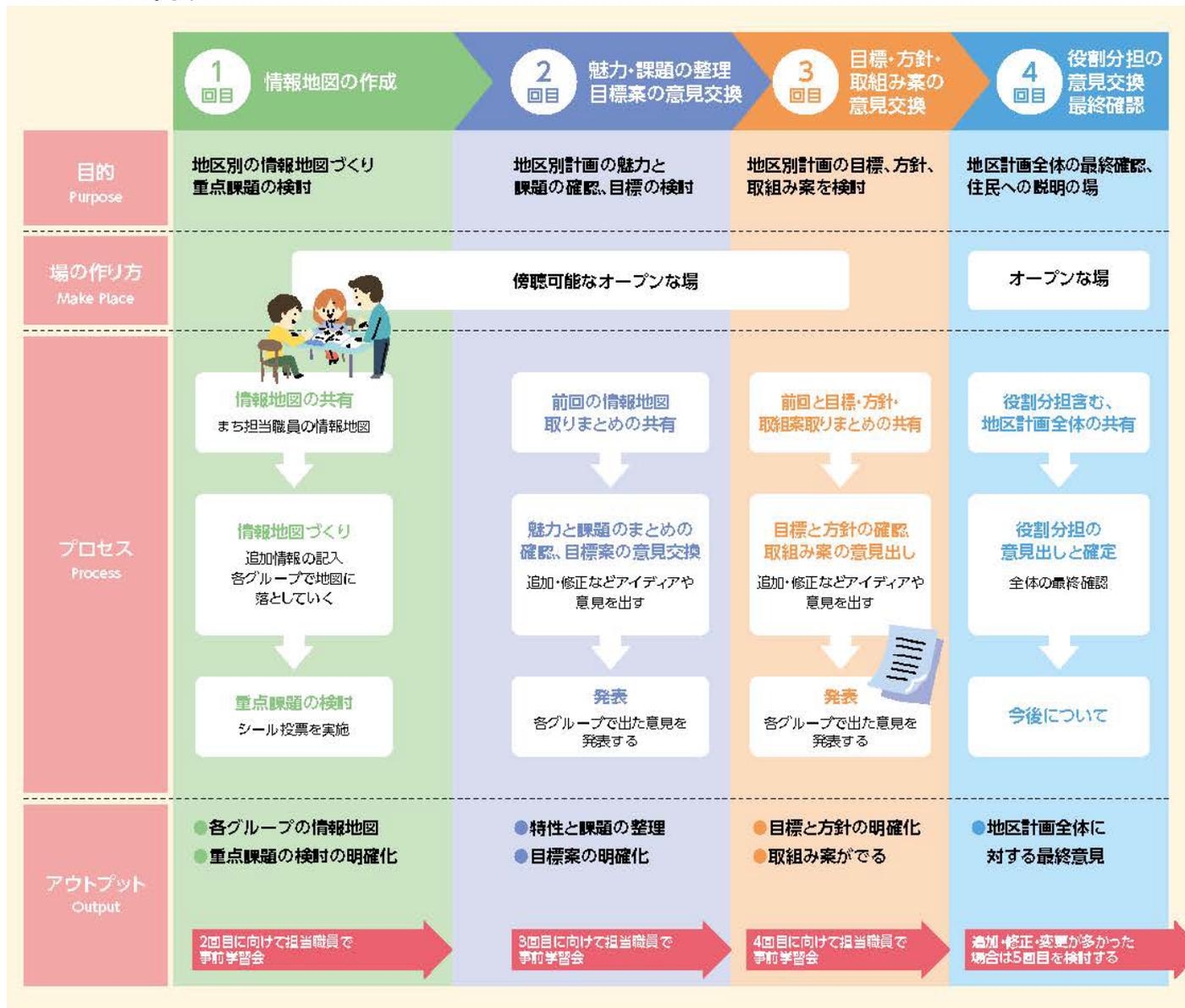


## <策定スケジュール>

- 事前研修（氷川町から）
- 先進地視察（各地区2名）
- 地区会議 = 4回
- 先行地区（2地区）
- 講演会他

		議会	事務局	先行2地区 (東聖ひびり野&志比内)	その他の5地区
H25年	10月 上旬		打ち合わせ		
	10月 中旬			委員の選出・地区に応じた開催時期の調整・設定	
	10月 下旬	議員協議会概要報告	職員の地区割り決定	地区公民館長会議にて概要説明	
11月	上旬	適宜進捗報告	事前職員研修会		
	中旬			地区会議委員決定	
	下旬			先進地視察研修	
12月	上旬		ファミリーセッション研修会		先行地区での実施結果の反映
	中旬	定例会	第1回会議結果のとりまとめ・次回会議資料の作成(特性・課題の整理・地図の整理)	第1回会議	第1回会議 課題の整理
	下旬				
H26年	1月 上旬		1月14日まわりの講演会		
	1月 中旬		第2回会議結果のとりまとめ・次回会議資料の作成(地区づくりの方向・今後取り組むべきこと)	第2回会議	第2回会議 今後の取り組み
	1月 下旬				
2月	上旬		第3回会議結果のとりまとめ・次回会議資料の作成(地区計画骨子)	第3回会議	
	中旬				第3回会議 地区計画骨子
	下旬	定例会			
3月	上旬	議員協議会経過報告		第4回会議	
	中旬		地区計画のとりまとめ		第4回会議
	下旬			第5回会議 (東聖ひびり野地区)	地区計画
4月～			地区計画の編集・印刷製本		

# <地区会議>



## <地区会議 1回目>

### <情報地図づくり>

1. 地域の地図をもとに
2. 「良いところ」「悪いところ」の情報
3. 地図に集約、一覧化
4. 地図に記入、付せん
5. 各自の意見整理
6. とりまとめ
7. 重点課題の検討



# <策定の効果>



BEAUTIFUL SMILES BEAUTIFUL FLOWERS  
HIGASHIKAGURA

## 東神楽町7つの公民館地区

### 東聖地区

- ・ふれあい交流館の改築

### 忠栄地区

- ・盆踊りの開催

### 志比内地区

- ・山村留学の活性化
- ・議論の活発化
- ・行政区の統合
- ・公民館の新築 (住民WS)

### 聖台地区

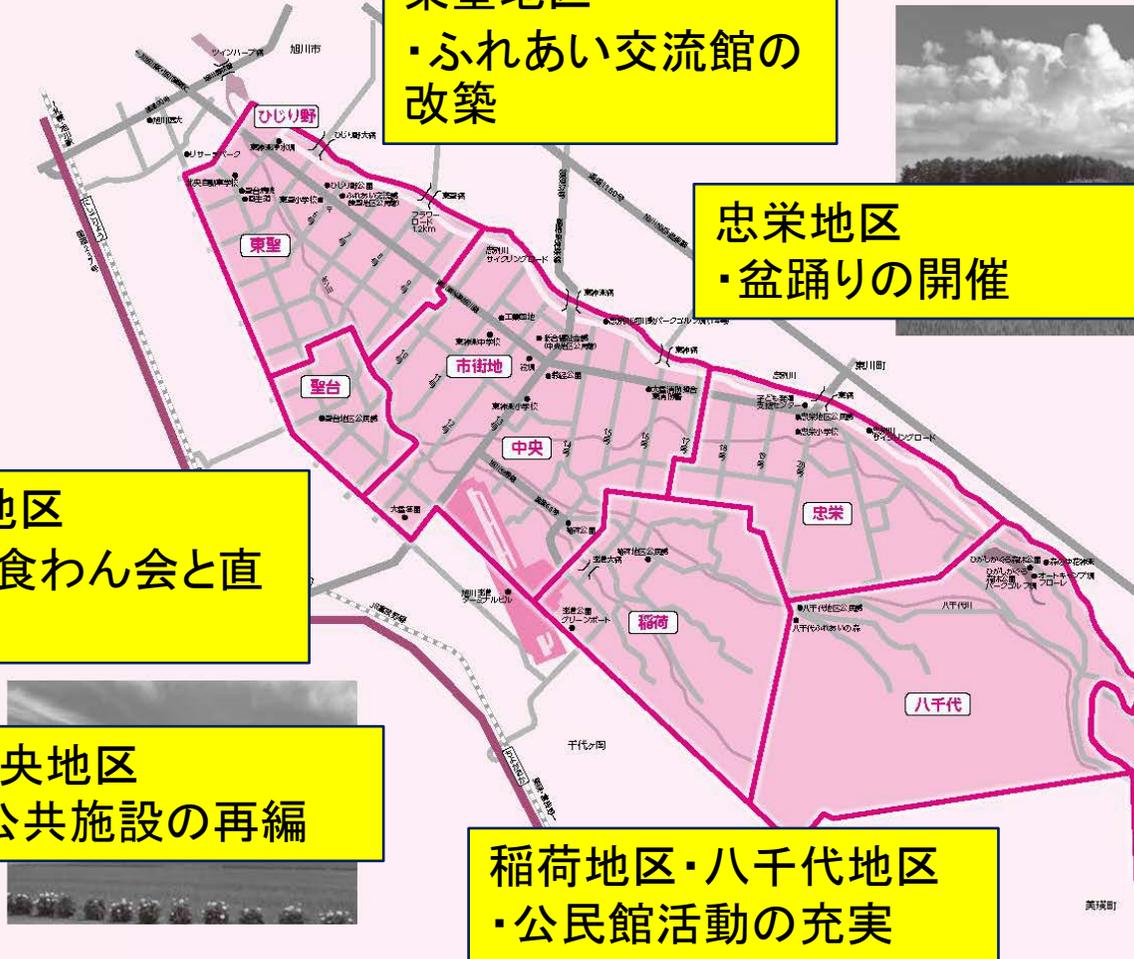
- ・そば食わん会と直売所

### 中央地区

- ・公共施設の再編

### 稲荷地区・八千代地区

- ・公民館活動の充実



# 志比内地区の事例

<課題>

- ◆山村留学の取り組み活性化
- ◆行政区の再編
- ◆老朽化した公民館の改築 など



地区別計画策定時に課題提起、  
し、さらに地域で議論を展開

- ◆行政区の再編と公民館との一体化
- ◆地域の住宅活用への取り組み
- ◆公民館の改築の実施



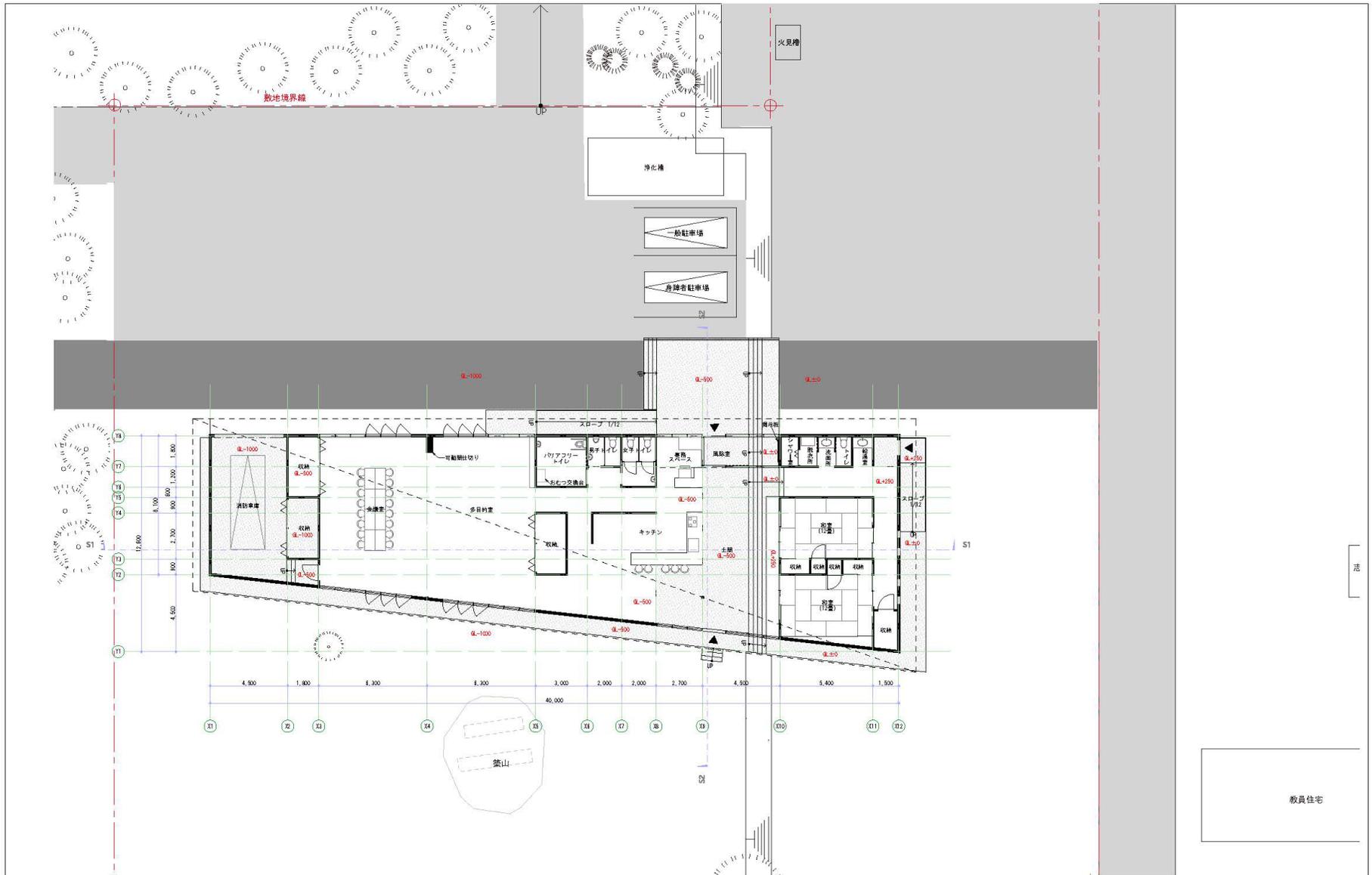
## 志比内地区公民館 の改築

平成28年度

- ・住民ワークショップの実施(4回)
- ・基本設計・実施設計

平成29年度

- ・建築工事
- ・平成30年1月に開所愛称を「さくらプラザ」に



工事名称 東神楽町志比内地区公民館整備事業

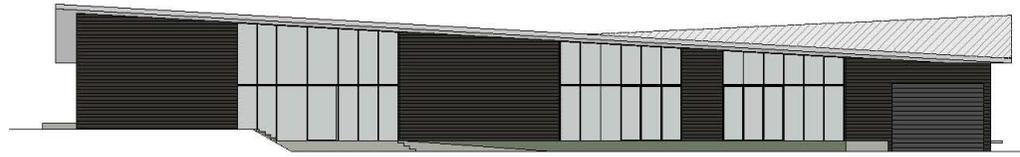


建築計画学研究室

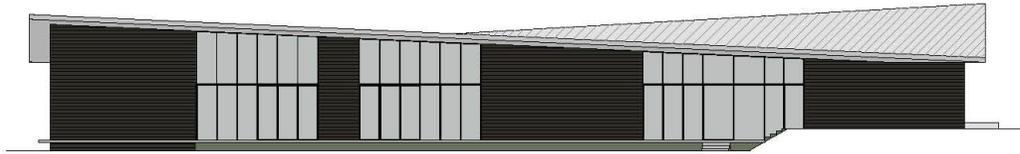
作成者 北海道大学大学院 建築計画学研究室  
縮尺 1:200 (A3)

図面名 配置図兼一階平面図  
作成日 2016年9月7日

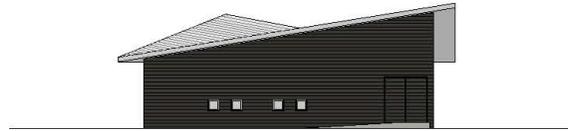
図面番号 1



北立面图



南立面图



東立面图



西立面图

工事名称 東神楽町志比内地区公民館整備事業

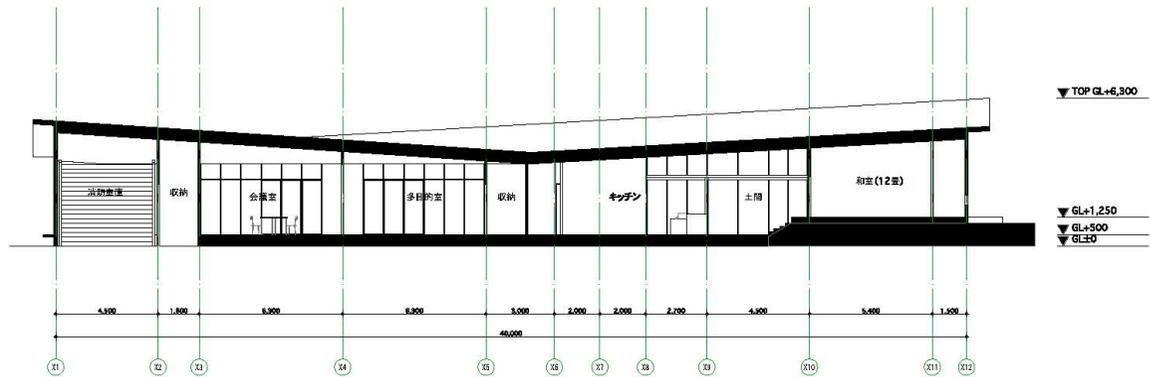


建築計画学研究室

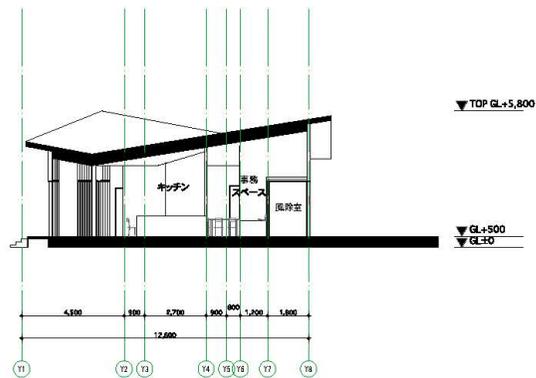
作成者  
北海道大学大学院 建築計画学研究室  
編尺  
1:200 (A3)

図面名  
立面图  
作成日  
2016年9月7日

図面番号  
2



S1断面図



S2断面図

工事名称 東神楽町志比内地区公民館整備事業



北海道大学  
HOKKAIDO UNIVERSITY

建築計画学研究室

作成者  
北海道大学大学院 建築計画学研究室  
縮尺  
1:200 (A3)

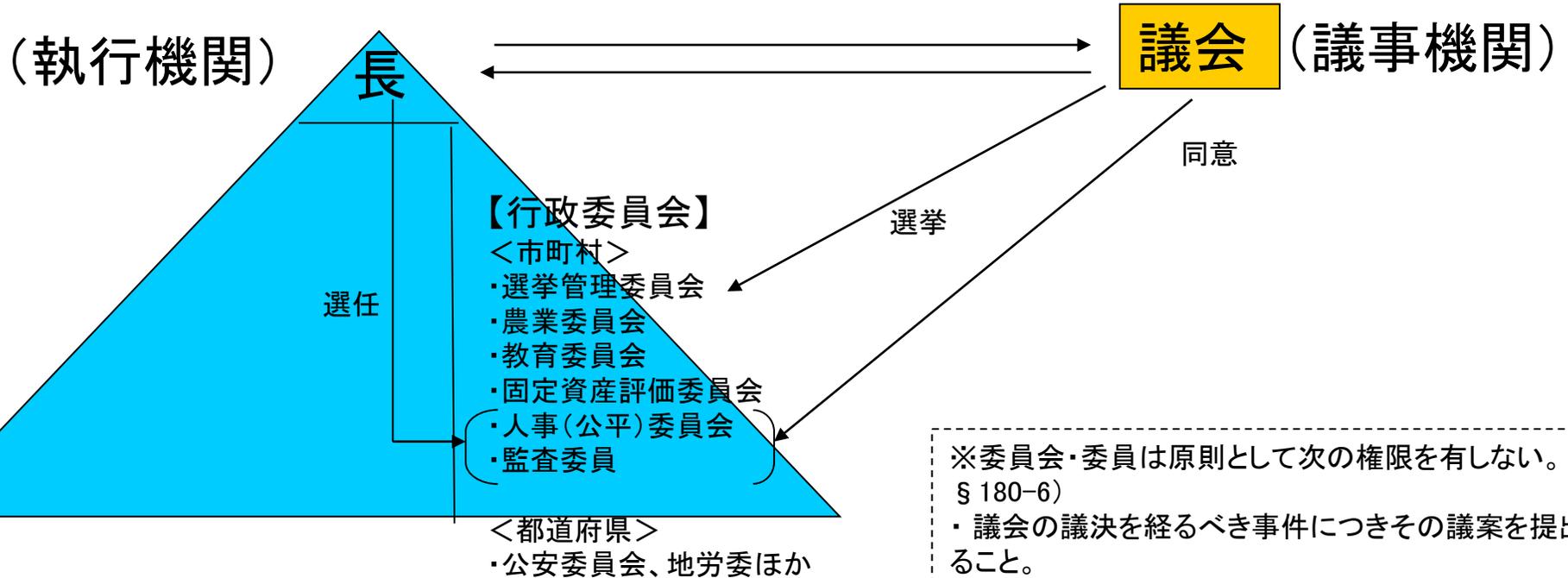
図面名  
断面図  
作成日  
2016年9月7日

図面番号  
3

## 第2 自治体ガバナンスのあり方 東神楽町の実践

# 地方自治体の執行機関～首長＋行政委員会

- 一般行政権(長)からの独立～政治的中立が必要なもの、公正中立に運営することが望ましいもの、利害関係の調整が必要なものなど ※事務について協議の上委任可
- 準立法的権限(規則、規程等の制定)、準司法的権限(争訟の判定)
- 合議制機関、原則非常勤 ※ 監査委員を除く
- 予算調整、執行、議案提出等は長の権限、長の総合調整権



※委員会・委員は原則として次の権限を有しない。(法 § 180-6)

- ・ 議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- ・ 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。
- ・ 決算を議会の認定に付すること。

## 課題①:コミュニティの維持

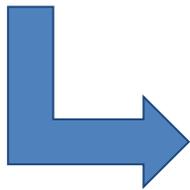
➤ 人口減少の中でコミュニティの維持はできるのか

①地域の人口減少

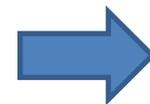
②コミュニティへの参加の低下



町内会・行政区の維持が困難？ 限界集落？



- ①地区別計画の実施
- ②地域と行政の役割
- ③社会教育の地域化



地域自治の推進  
※地域自治推進条例

## 課題②: 地域自治のカタチ

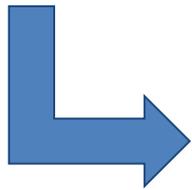
➤ 公民館、社会教育施設の移管が可能だが、果たして...

① 公民館建設に対する補助の低下

② 社会教育法上の制約(営利他)



施設～コミュニティセンター  
運営～地域自治組織



### 【課題】

- 次世代を育てる社会教育の視点
  - 学びに対する住民ニーズ
  - 未来に対する意識
- 自治公民館へ

# 事務の委任に対する考え

## 【地方自治法】

**第一百八十条の二** 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

【地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律】  
R1改正。社会教育施設の施設の首長部局への移管



## 共管の思想

- ①地方自治の全ての面において教育的視点が重要。  
→教育委員会に首長部局の事務を移管  
(未就学児保育、発達支援、学童保育、老人クラブ等)
- ②首長部局と協同で実施したほうが効率的に執行できる事務は首長部局と連携して実施  
(収納対策、DX、事務効率化、コミュニティ政策、危機管理他)

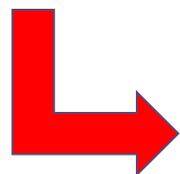
# 第3 自治体職員と社会教育人材

# 基礎自治体の役場は住民(国民)のフロントライン



## 求められる能力

- 専門的能力（業務遂行上の知識・能力等）
- 地方自治基礎能力（地方公務員、自治体としての知識・能力等）
- 応用開発能力（新規業務開拓等）
- 住民協働能力（コミュニケーション、ファシリテーション等）



社会教育人材とほぼ同じ

## 北海道における実践

- 社会教育主事講習の改善

(ファシリテーション能力、防災、DXなどの講義も追加)

- 公民館振興首長部会の結成と活動

(首長からも公民館にコミット→地域自治の主体)



首長サイドからも優秀な社会教育人材を求めるとともに、職員教育・研修の一環として、社会教育主事の資格取得を推奨し、キャリア形成にも活用していく。

# ご静聴ありがとうございました



かぐらっきー